

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子どもを養育している者等</u>に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日</u>までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>子どもを養育している者等</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>何人からも監護されず、かつ、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、区長が必要と認めるもの</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、墨田区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する<u>子どもを養育している者等</u>であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他墨田区規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する<u>子どもを養育している者等</u>は、当該子どもに係る医療費の助成については、対象者としなない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第1条 この条例は、<u>子どもを養育している者</u>に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>[同左]</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達した日以後の最初の3月31日</u>までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>子どもを養育している者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、墨田区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する<u>子どもを養育している者</u>であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他墨田区規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する<u>子どもを養育している者</u>は、当該子どもに係る医療費の助成については、対象者としなない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。